

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	38単位 (748時間)	10単位 (240時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) () 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条(経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-teacherswithworkexperience.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会	
役割	<p>教職員による自己評価（学校運営評価）及び学生による授業アンケート・卒業時アンケート結果等に反映されている数値・意見等を踏まえて、教育活動及び学校運営に関する改善策等の提言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 本校の学校の自己評価・自己評価結果について ② 財務状況について ③ 本校の教育活動等に対する助言、意見、要望等 ・ 構成員の定数 5名とする。 ・ 構成員の選任 次に掲げる区分から、校長が指名する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 養成教育に関わる臨地実習施設関係者 1人 ② 本校卒業生代表 1人 ③ 教育に関し知見を有する者 2人 ④ その他校長が必要と認める者 1人 <p>委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
実習施設医院 院長	2025. 4. 1～ 2027. 3. 31	実習施設指導者
介護老人保健施設 看護部長	2025. 4. 1～ 2027. 3. 31	卒業生代表（同窓会役員）
学校運営経験者	2025. 4. 1～ 2027. 3. 31	教育行政、公立中学校長、私立高校副校長経験者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>																	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>(1) 授業計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5～7月 次年度の授業計画について 学校運営会議(校長 副校長 教務主任 事務長)で前年度の結果を踏まえて検討。 ・12月～翌年1月 領域担当教員で各領域の授業計画を検討。 ・2～3月 全教員により次年度授業計画の確認をしてから編成。 ・2～3月 授業計画に基づき各科目担当者が授業計画案を作成。 <p>(2) 公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月初旬 ①学生に「教育課程」(シラバス)配布。ガイダンスで周知。 ②ホームページに公表 																	
授業計画書の公表方法	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-syllabus.pdf																
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>																	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>○ 学修成果の評価については、学則に定めている。 第14条(単位の認定) 各授業科目の所定時間数を出席し、その試験に合格した者に対し単位を認定する。</p> <p>○ 成績評価の細目については、「単位認定に関する規定」に定めている。(抜粋) 第6条(受験資格) 出席時間が、当該科目の3分の2以上であること。 第7条(合格基準) 試験成績は100点で評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">成績評価</th> <th style="width: 50%;">摘 要</th> <th style="width: 30%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>85点以上</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70点以上 85点未満</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60点以上 70点未満</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60点未満</td> <td>不合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条(追試験) 試験の未受験者に対して、追試験を行う。 第9条(再試験) 試験の不合格者に対しては、1回に限り再試験を認める。</p> <p>○ 単位認定の方法は、教育課程に記載している評価方法、筆記試験・課題レポート・成果物・発表内容・研究計画書などで行う。</p> <p>○ 翌年度5月に単位認定会議、最終学年は1月に卒業認定会議を開き、上記の成績結果により単位認定を行う。</p> <p>○ 1年・2年は単位認定会議終了後速やかに、3年は卒業前に成績証明書と添付書類「客観的な指標に基づく成績の分布状況」を配布する。未成年者については保証人に送付する。</p> <p>○ 学習成果の評価、単位認定の取扱いについては、学生に「教育課程」「学生便覧」を刊行物として配布しガイダンスで説明する。</p>			成績評価	摘 要	評価基準	A	85点以上	合格	B	70点以上 85点未満	合格	C	60点以上 70点未満	合格	D	60点未満	不合格
成績評価	摘 要	評価基準															
A	85点以上	合格															
B	70点以上 85点未満	合格															
C	60点以上 70点未満	合格															
D	60点未満	不合格															

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

○ 学修成果の評価は、学則第14条に「各授業科目の所定時間数を出席し、その試験に合格した者に対し単位を認定する。」と定めている。

(1) 授業科目の成績評価はA・B・C・Dで表記する。

成績評価	摘 要	評価基準
A	85 点以上	合格
B	70 点以上 85 点未満	合格
C	60 点以上 70 点未満	合格
D	60 点未満	不合格

(2) 再試験・再実習と追試験・追実習の取り扱いは以下のとおりとする。

・試験の不合格者に対しては、再試験願いにより承認を得たものに、1回に限り再試験を認める。

・再試験・再実習の評価は、合格基準を超えたものであってもすべて60点とする。

・試験の未受験者に対しては、追試験願いにより承認を得たものに追試験を認める。合格基準については、本試験合格基準Cの125% (60点×125=75点)以上とする。

・追実習の成績については素点とする。

○ 客観的な指標について

当該学年で履修すべき全教科の成績結果を各科目100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均点を算出する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/learningassessment.pdf>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校の教育理念・教育目的・教育目標・教育方針を踏まえ、これらに基づいて設置した授業科目を履修し、学則に定める卒業要件とともに下記の資質・能力を身につけた学生に専門士を授与する。

○ 本校のディプロマ・ポリシー (卒業時に期待される人間像)

1 人間を身体的、精神的、社会的に統合された存在、生活者としてとらえることができる。

2 対象の尊厳を守る、豊かな人間性が身についている。

3 対象と信頼関係を築き、対象の意思を尊重し、倫理的な行動がとれる。

4 健康状態やその変化に応じ、安全・安楽・自立をふまえた看護実践ができる。

5 健康課題に対して科学的根拠に基づいた判断ができる。

6 保健・医療・福祉の動向と課題がわかり、自己の考えを発信しできる。

7 看護について考え語ることで、学ぶことに興味・関心を持ち続けることができる。

○ 卒業要件は、学則第27条 (卒業) に定めている。

出席すべき日数が当該科目の3分の2以上であり、所定の単位を修得した者に対し、卒業認定会議の場で厳格かつ適正に評価を行い卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.ageons.jp/pdf/disclosure3/graduationrecognition.pdf>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	上尾市医師会上尾看護専門学校
設置者名	一般社団法人上尾市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-balancesheet.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-calculationofchangesinassets.pdf
財産目録	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-inventoryofassets.pdf
事業報告書	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-businessreport.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-auditreport.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	全日制	109単位 (2945時間)	72単位 (1850時間)	9単位 (195時間)	28単位 (900時間)		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		121人	0人	11人	71人	82人	
(備考) ()内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>概要)</p> <p>(1) 授業計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5～7月 次年度の授業計画について 学校運営会議（校長 副校長 教務主任 事務長）で前年度の結果を踏まえて検討。 ・12月～翌年1月 領域担当教員で各領域の授業計画を検討。 ・2～3月 全教員により次年度授業計画の確認をしてから編成。 ・2～3月 授業計画に基づき各科目担当者が授業計画案を作成。 <p>(2) 公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月初旬 「教育課程」（シラバス）を学生に配布 ガイダンスで周知 ホームページに公表
成績評価の基準・方法

(概要)

- 成績の評価は、各授業科目の所定時間数を出席し、その試験に合格した者に対し単位を認定する。
成績評価の基準は下記のとおりとする。

成績評価	摘 要	評価基準
A	85 点以上～100 点	合格
B	70 点以上 85 点未満	合格
C	60 点以上 70 点未満	合格
D	60 点未満	不合格

- 試験の未受験者に対して、追試験を行うことができる。合格基準については、本試験合格基準Cの125%(60点×125=75点)以上とする。
- 試験の不合格者に対しては、1回に限り再試験を認める。再試験・再実習の評価は、合格基準を超えたものであってもすべて60点とする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

- 本校のディプロマ・ポリシー（卒業時に期待される人間像）において定める資質・能力を身につけ、出席すべき日数が当該科目の3分の2以上で、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

学修支援等

(概要)

- 各学年とも担任制をとっており、担任が学習状況を把握している。
- 定期的な面接により学生が相談できる環境を整え、課題や悩み等のある学生には随時かわりを持っている。
- 教員が少人数の学生を担当して学習指導、技術指導を行っている。
- 学生の健康管理面については、感染予防・生活指導をきめ細かく行う。また精神面では週1回のスクールカウンセリングを設置している。
- 国家試験対策として、3年間通しての模擬試験を行っている。
- 成績不振者に対して学習方法や教材の提供など助言・支援を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
41人 (100%)	0人 (0%)	41人 (100%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)
病院に看護師として従事

(就職指導内容)

- 1・2学年時後期に、就職活動の方法や情報収集、訪問の際や面接等での服装・マナー・言葉遣い等に関して就職ガイダンスを実施。
- 卒業後の姿をイメージできるように、卒業生を招いての就職説明会を開催。
- インターシップ、就職説明会の情報を校内に掲示し、参加を促す。
- 図書室にコーナーを設け、病院等の医療施設の看護師募集要項、パンフレットを自由に閲覧できる環境づくり。
- 担任による定期的な面接を多く持つことによって、就職に対する希望を把握し適宜

アドバイス等を行う。
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験41名中40名合格(合格率97.6%)
(備考)(任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
129人	4人	3.1%
(中途退学の主な理由) 体調不良による退学1名、進路変更による退学3名		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学年とも担任・副担任制をとり、学習面だけでなく生活面においても定期的に面接などを行い、きめ細かく指導・助言が受けられる体制を敷いている。 ○ 学校生活、出欠席・遅刻等に関する情報、学習成績、実習時の様子等について教職員が支援できるよう情報を共有している。 ○ メンタルヘルスやハラスメントの相談を外部機関にできる体制を作っている。必要時に専門的な支援に繋がる環境を整えている。また、対面によるカウンセリングを希望する学生のために、毎週金曜日に相談員1名を配置している。 ○ 入学前から、経済的理由で学業を途中で断念するに至らないように、大学等における修学支援の対象校であること、専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定講座を運営するスクールであることを周知徹底して手続等を進めている。 ○ 学生が退学・休学等を申し出た場合は、保護者・家族または保証人と連絡を取り合い、学習への支援、進路相談等に応じている。 		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料(年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	250,000円	480,000円	420,000円	その他の金額は、実習費・施設設備費(年間)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-staffselfevaluation.pdf		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>○ 評価委員会の構成</p> <p>1 次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成。</p> <p>(1) 養成教育に関わる臨地実習施設関係者 1人</p> <p>(2) 本校卒業生代表 1人</p> <p>(3) 教育に関し知見を有する者 2人</p> <p>(4) その他校長が必要と認める者 1人</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>○ 実施方法</p> <p>1 関係者委員会委員長は、校長が指名する。</p> <p>2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 関係者委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ、次年度の計画策定までの間に複数回開催しなければならない。</p> <p>○ 評価項目</p> <p>関係者評価委員会は、自己評価 (学校運営評価)・学校運営会議の評価結果に対する意見、学校運営改善、教育活動等への提言・助言等を行う。</p> <p>評価は、下記の10項目について行う。</p> <p>I 教育理念・目的・目標</p> <p>II 学校運営</p> <p>III 教育活動</p> <p>IV 学修成果</p> <p>V 学生支援</p> <p>VI 教育環境</p> <p>VII 学生募集</p> <p>VIII 財務</p> <p>IX 法令順守</p> <p>X 社会貢献・地域貢献活動</p> <p>○ 評価結果の活用方法</p> <p>2月 学校運営会議で結果について取りまとめ、校長が全体を総括</p> <p>3月 校長は、評価結果を理事会 (設置者) に報告。学校運営及び教育活動等に関し改善策等について指導・助言を受ける。</p> <p>3月 校長は、評価結果並びに理事会報告結果を教職員に周知。教職員は評価結果を踏まえ、次年度の学校運営、教育活動等の改善に努める。</p>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
市内実習施設医院 院長	2025.4.1～2027.3.31	養成教育に関わる臨地実習施設関係者
同窓会 役員	2025.4.1～2027.3.31	本校卒業生代表

市医師会事務長	2025.4.1～2027.3.31	校長が必要と認める者
高等学校 講師	2025.4.1～2026.3.31	教育に関し知見を有する者
大学名誉教授	2026.4.1～2027.3.31	教育に関し知見を有する者
元市内中学校長	2025.4.1～2027.3.31	教育に関し知見を有する者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.ageons.jp/pdf/disclosure-r7/r7-evaluationcommittee2b.pdf		
(備考)		
第三者評価は未実施のため、各項目は前年度の学校関係者評価に関する情報を記載。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.ageons.jp/index.html 刊行物「上尾市医師会上尾看護専門学校 学校案内」→希望者に配布
